

公募型見積合わせの執行について

令和8年2月20日

大阪市淀川区長 古川 吉隆

淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1. 見積合わせに付する事項	
(1) 公告日	令和8年2月20日
(2) 案件名称	令和8年度大阪市淀川区役所古紙等売扱（単価契約）
(3) 数量・特質・納入又は履行期限納入又は履行場所	別紙仕様書のとおり
2. 参加申し込み等	
(1) 提出書類	<u>・物品買受申込書・誓約書</u> <u>・大阪市令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認証の写し</u> <u>・大阪府廃棄物再生事業者登録証明書の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）</u> <u>・再生資源化を行うための処理計画書</u>
(2) 提出書類の交付場所	物品買受申込書・誓約書については、ホームページにて配布
(3) 申込書提出期間	令和8年2月20日（金）～令和8年3月5日（木）午後3時まで (持参の場合は、区役所開庁時間内に限る)
(4) 申込書提出方法	記入要領に従い作成した2.(1)の提出書類を、下記提出場所に提出期間の間に持参又は送付若しくはFAXにより提出すること。 ※郵送・FAXの場合は提出期間内に到着した場合のみ有効とする。 ※FAXの場合は総務課まで到達確認を行うこと。 到達が確認できない場合の不利益は参加者が負うものとする。
(5) 申込書提出場所	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 FAX 06-6885-0534
3. 参加資格等	
(1) 参加資格	<u>① 「令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていること又は「令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認証」の交付を受けていること。</u> <u>② 大阪府廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること。</u> <u>③入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。</u> ④淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱第4条第2号から10号に該当していること。 ⑤大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。 ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 参加資格審査資料提出期間	2. 参加申し込み等 (3) 申込書提出期間と同様
(3) 参加資格審査資料提出場所	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 FAX 06-6885-0534
4. 質問事項の受付・締切・回答	
(1) 仕様書の内容に関する質問	公告日から5開庁日目（公告日含む）の午後5時までに質問書（任意書式）をFAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。回答は質問受付期限の翌開庁日中にホームページに掲載する。 質問書提出先：「5. 仕様書の内容に関する質問先」に記載の問い合わせ先 回答掲載URL： http://www.city.osaka.lg.jp/vodogawa/category/3263-5-1-0-0-0-0-0-0.html
(2) 公募型見積合わせの手続き等に関する質問先	淀川区役所総務課 大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 電話 06-6308-9927 (担当：鬼塚脇)

5. 仕様書の内容に関する質問先	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階 FAX : 06-6885-0534 Mail : tl0001@city.osaka.lg.jp (担当:鬼塚脇)
6. 契約条項を示す場所	
淀川区役所総務課	大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所5階
7. 下見日時及び方法	
(1) 下見日時	令和8年2月24日(火)から令和8年2月26日(木) 午後1時から午後5時まで
(2) 予約方法	下見を希望する場合は、下見希望日前日の午後5時までに、上記2の担当まで電話連絡の上、「下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)なお、機密文書については、文書廃棄時期に臨時保管場所に集積される予定のため、下見時に確認した古紙等と同内容とはならない可能性があるので注意すること。
8. 申込の方法	
(1) 物品買受申込書に記載する金額は、売扱物品ごとの1kgあたりの単価を記載すること。 なお、取引に係る消費税及び地方消費税分を含まないものとする。	
(2) 入札者は、提出済の物品買受申込書の書換え、引換え、撤回を行うことはできない。	
9. 落札者の決定方法	
予定価格以上で、売扱物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な申込を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。 なお、淀川区役所公募型見積合わせ実施要綱第9条の規定は適用しないものとする。	
10. 申込書の無効	
(1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する申込。 (2) 本市が交付した物品買受申込書を用いないでした申込。 (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした申込。 (4) 0円以下の金額を記載した申込(金額の前に「-」(マイナス)、「△」を記載した場合も、0円以下の入札とみなす。) (5) 金額の記載のない申込 (6) 参加資格が確認できない者のした申込	
11. その他事項	
(1) 本契約は単価契約とする。 (2) 公募型見積合わせの参加申し込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (3) <u>契約保証金は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上の額とし、債務の履行を完了した後に還付する。ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</u> (4) 見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (5) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 (7) 契約の締結は、本案件にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結を行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。	